

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月8日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 3 号

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「土壌汚染対策法」の右に「第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事に伴う土地の埋立て等及び同法」を加える。

第5条第13号中「の生活環境の保全及び災害の防止の確保」を「に生活環境を保全すること」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第10条第2項第11号」を「第10条第2項第10号」に改め、同条第2項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を削り、第15号を第13号とし、同項第16号中「第11条第1項第4号」を「第11条第3号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第17号を同項第15号とし、同条第5項各号列記以外の部分及び第6項各号列記以外の部分中「第2項第13号」を「第2項第12号」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第2項第16号」を「第2項第14号」に改め、同項第1号中「第18条」を「第19条」に改める。

第9条第1項及び第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「第11条第1項第3号」を「第11条第2号」に改め、同項を同条とする。

第19条を削る。

第18条各号列記以外の部分中「第8条第2項第16号」を「第8条第2項第14号」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第2項第11号及び第12号を削り、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第2項第3号を削り、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(住民への周知)

第10条 条例第13条に規定する別に定める事項は、次に掲げるもの（他の法令等に基づき周知するものを除く。）とする。

- (1) 土地の埋立て等を行おうとする者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 土地の埋立て等の目的（条例第14条第1項の規定による変更の許可の申請（以下この条において「変更許可申請」という。）をしようとする場合にあっては、その変更後のもの）
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積（変更許可申請をしようとする場合にあっては、その変更後のもの）
- (5) 土地の埋立て等を行う期間（変更許可申請をしようとする場合にあっては、その変更後のもの）
- (6) その他市長が必要と認める事項

第20条第1項を削り、同条第2項中「第32条第2項」を「第28条第2項」に、「第4号様式」を「第2号様式」に改め、同項を同条とする。

第21条第1項各号列記以外の部分中「第33条第1項」を「第29条」に改め、同条第2項を削る。

別表備考以外の部分中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

第1号様式備考以外の部分中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

第2号様式及び第3号様式を削る。

第4号様式（表面）中「第32条第1項」を「第28条第1項」に改め、同様式（裏面）

中「第32条」を「第28条」に、「第38条」を「第34条」に、「3 第31条」を「2 第27条」に、「第32条第1項」を「第28条第1項」に改め、同様式を第2号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年6月6日から施行する。

(都市計画局都市景観部開発指導課)